

感推第218号
令和4年5月11日

一般社団法人岐阜県医師会長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課
ワクチン接種対策室長

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金
交付要綱の改正及び申請について

平素より、当県の感染症対策行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

令和3年7月27日付け感推第419号で送付しました岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金交付要綱（以下「要綱」という。）について、別添のとおり令和4年4月1日付けにて改正しましたので、御承知いただくとともに、令和4年4月及び5月並びに6月及び7月の接種実績に関する要綱第4条の交付申請につきまして、別紙に従い提出くださいますよう貴会会員への周知をお願いいたします。

なお、要綱第4条にかかる交付金申請につきましては、個別接種を実施する各医療機関に対しても個別に案内する予定であることを申し添えます。

担当所属	健康福祉部感染症対策推進課 ワクチン接種対策室 総務係		
担当係長	福留	担当	奥田
電話番号	058-272-1111（内線）2762		
E-mail	5vaccine@govt.pref.gifu.jp		



岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン

個別接種促進事業費交付金交付要綱

感推第417号

令和3年7月27日制定

一部改正 感推第727号

令和3年10月8日

一部改正 感推第1048号

令和3年12月3日

一部改正 感推第1755号

令和4年4月1日

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金交付要綱

令和3年7月27日制定
令和3年10月8日一部改正
令和3年12月3日一部改正
令和4年4月1日一部改正

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）を促進するため、この要綱に基づき個別接種を実施した医療機関に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和3年4月1日付け厚生労働省発医政0401第4号・厚生労働省発健0401第6号・厚生労働省発薬生0401第67号厚生労働事務次官通知）及び令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第3号・厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者等)

第2条 交付金の交付の対象となる医療機関（以下「交付対象者」という。）及び交付金の額は、別表のとおりとする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（交付金の交付申請）

第4条 交付金交付申請書の様式は、別記様式のとおりとする。

- 2 交付金交付申請書には、別記様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 交付金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

（交付金の交付の決定等）

第5条 知事は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による交付の決定をしたときは、交付対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 実績報告は、第4条の交付申請をもってこれを行ったものとみなす。

（額の確定）

第7条 交付金の額の確定及びその通知は、第5条の規定による交付金の交付決定及びその通知をもってこれを行ったものとみなす。

（交付金の交付の時期）

第8条 交付金は、前条の規定による交付金の額の確定後において交付する。

（決定の取消し）

第9条 知事は、交付対象者が、交付金の交付に関して交付の決定の内容その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき又は交付対象者がこの要綱に違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものと

する。

(交付金の返還)

第10条 知事は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、交付対象者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第11条 第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、交付金の交付をしないものとする。

2 知事は、第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、第9条第1項の規定により、交付金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に交付金が交付されているときは、知事は、前条第1項の規定により交付金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第12条 交付対象者は、第10条第1項の規定により交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する交付金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。

4 交付対象者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る交付金から適用する。

別表（第2条関係）

	交付対象者	交付金の額
<p>診療所</p> <p>※同一日に①から⑦までを重複して交付しない。</p>	<p>①令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合</p>	<p>①週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円</p>
	<p>②令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合</p>	<p>②週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円</p>
	<p>③令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合</p>	<p>③100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (①又は②の要件を満たさない週に属する日に限る。)</p>
	<p>④令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合</p>	<p>④週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円</p>
	<p>⑤令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合</p>	<p>⑤週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円</p>
	<p>⑥令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合</p>	<p>⑥100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (④又は⑤の要件を満たさない週に属する日に限る。)</p>
	<p>⑦令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合</p>	<p>⑦週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円</p>

⑧令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑧週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円
⑨令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑨100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (⑦又は⑧の要件を満たさない週に属する日に限る。)
⑩令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	⑩週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円
⑪令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑪週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円
⑫令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑫100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (⑩又は⑪の要件を満たさない週に属する日に限る。)
⑬令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	⑬週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円
⑭令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑭週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円

<p>⑮令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合</p>	<p>⑮100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (⑬又は⑭の要件を満たさない週に属する日に限る。)</p>
<p>⑯令和4年4月1日から令和4年6月4日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合(4月1日から4月2日の週は、4月1日から4月9日をもって1週として取り扱うことを可とする。)</p>	<p>⑯週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円</p>
<p>⑰令和4年4月1日から令和4年6月4日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合(4月1日から4月2日の週は、4月1日から4月9日をもって1週として取り扱うことを可とする。)</p>	<p>⑰週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円</p>
<p>⑱令和4年4月1日から令和4年6月4日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合</p>	<p>⑱100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (⑯又は⑰の要件を満たさない週に属する日に限る。)</p>
<p>⑲令和4年6月5日から令和4年8月6日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合</p>	<p>⑲週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円</p>
<p>⑳令和4年6月5日から令和4年8月6日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合</p>	<p>⑳週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円</p>
<p>㉑令和4年6月5日から令和4年8月6日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合</p>	<p>㉑100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (⑲又は⑳の要件を満たさない週に属する日に限る。)</p>

		日に限る。)
<p>病院</p> <p>※同一日に①及び②、③及び④、⑤及び⑥、⑦及び⑧、⑨及び⑩、⑪及び⑫、⑬及び⑭の要件を満たすときは、それぞれ重複して交付する。</p>	①令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	①100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数
	②令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月31日までに4週間以上ある場合	②(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間
	③令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	③100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数
	④令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、10月2日までに4週間以上ある場合	④(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間
	⑤令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑤100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数

	<p>⑥令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、12月4日までに4週間以上ある場合</p>	<p>⑥(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間</p>
	<p>⑦令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合</p>	<p>⑦100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数</p>
	<p>⑧令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、2月5日までに4週間以上ある場合</p>	<p>⑧(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間</p>
	<p>⑨令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合</p>	<p>⑨100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数</p>
	<p>⑩令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、3月31日までに4週間以上ある場合</p>	<p>⑩(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間</p>

	⑪令和4年4月1日から令和4年6月4日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑪100,000円×1日当たり50回以上接種した日数
	⑫令和4年4月1日から令和4年6月4日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、6月4日までに4週間以上ある場合（4月1日から4月2日の週は、4月1日から4月9日をもって1週として取り扱うことを可とする。）	⑫(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間
	⑬令和4年6月5日から令和4年8月6日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑬100,000円×1日当たり50回以上接種した日数
	⑭令和4年6月5日から令和4年8月6日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、8月6日までに4週間以上ある場合	⑭(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金交付要綱 新旧対照表

(新)		(旧)													
<p>第1条 県は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）を促進するため、この要綱に基づき個別接種を実施した医療機関に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和3年4月1日付け厚生労働省発医政0401第4号・厚生労働省発健0401第6号・厚生労働省発薬生0401第67号厚生労働事務次官通知）及び令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第3号・厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>		<p>第1条 県は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）を促進するため、この要綱に基づき個別接種を実施した医療機関に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和3年4月1日付け厚生労働省発医政0401第4号・厚生労働省発健0401第6号・厚生労働省発薬生0401第67号厚生労働事務次官通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>													
<p>第2条から第12条まで 略</p>		<p>第2条から第12条まで 略</p>													
<p>附 則 この要綱は、令和3年度分の予算に係る交付金から適用する。</p>		<p>附 則 略 この要綱は、令和3年度分の予算に係る交付金から適用する。</p>													
<p>附 則 この要綱は、令和4年度分の予算に係る交付金から適用する。</p>															
<p>別表（第2条関係）</p>		<p>別表（第2条関係）</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>交付対象者</th> <th>交付金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合</td> <td>①週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円</td> </tr> <tr> <td>②令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合</td> <td>②週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円</td> </tr> <tr> <td>③令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合</td> <td>③100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (①又は②の要件を満たさない週に属する日に限る。)</td> </tr> <tr> <td>④令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合</td> <td>④週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合</td> <td>⑤週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象者	交付金の額	①令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	①週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円	②令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	②週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円	③令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	③100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (①又は②の要件を満たさない週に属する日に限る。)	④令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	④週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円	⑤令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑤週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円		
交付対象者	交付金の額														
①令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	①週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円														
②令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	②週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円														
③令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	③100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (①又は②の要件を満たさない週に属する日に限る。)														
④令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	④週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円														
⑤令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑤週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円														
<p>診療所</p> <p>※同一日に①から⑤までを重複して交付しない。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>交付対象者</th> <th>交付金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合</td> <td>①週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円</td> </tr> <tr> <td>②令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合</td> <td>②週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円</td> </tr> <tr> <td>③令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合</td> <td>③100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (①又は②の要件を満たさない週に属する日に限る。)</td> </tr> <tr> <td>④令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合</td> <td>④週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合</td> <td>⑤週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象者	交付金の額	①令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	①週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円	②令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	②週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円	③令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	③100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (①又は②の要件を満たさない週に属する日に限る。)	④令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	④週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円	⑤令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑤週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円	<p>診療所</p> <p>※同一日に①から⑤までを重複して交付しない。</p>
交付対象者	交付金の額														
①令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	①週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円														
②令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	②週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円														
③令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	③100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (①又は②の要件を満たさない週に属する日に限る。)														
④令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	④週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円														
⑤令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑤週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円														

(新)		(旧)	
⑥令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑥100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (④又は⑤の要件を満たさない週に属する日に限る。)	⑤令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑤100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (④又は⑤の要件を満たさない週に属する日に限る。)
⑦令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	⑦週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円	⑦令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	⑦週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円
⑧令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑧週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円	⑧令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑧週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円
⑨令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑨100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (⑦又は⑧の要件を満たさない週に属する日に限る。)	⑨令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑨100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (⑦又は⑧の要件を満たさない週に属する日に限る。)
⑩令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	⑩週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円	⑩令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	⑩週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円
⑪令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑪週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円	⑪令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑪週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円
⑫令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑫100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (⑩又は⑪の要件を満たさない週に属する日に限る。)	⑫令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑫100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (⑩又は⑪の要件を満たさない週に属する日に限る。)
⑬令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	⑬週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円	⑬令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	⑬週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円
⑭令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑭週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円	⑭令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑭週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円
⑮令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑮100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (⑬又は⑭の要件を満たさない週に属する日に限る。)	⑮令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑮100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (⑬又は⑭の要件を満たさない週に属する日に限る。)
⑯令和4年4月1日から令和4年6月4日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合(4月1日から4月2日の週は、4月1日から4月9日をもって1週として取り扱うことを可とする。)	⑯週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円	病院	⑰令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合
⑰令和4年4月1日から令和4年6月4日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合(4月1日から4月2日の週は、4月1日から4月9日をもって1週として取り扱うことを可とする。)	⑰週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円		⑱令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合(通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。)であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月31日までに4週間以上ある場合
⑲令和4年4月1日から令和4年6月4日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑲100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (⑯又は⑰の要件を満たさない週に属する日に限る。)		⑲(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間
		※同一日に①及び②、③及び④、⑤及び⑥、⑦及び⑧、⑨及び⑩の要件を満たすときは、それぞれ	

(新)		(旧)			
病院	①令和4年6月5日から令和4年8月6日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	①週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円	重複して交付する。	③令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	③100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数
	②令和4年6月5日から令和4年8月6日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	②週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円		④令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、10月2日までに4週間以上ある場合	④(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間
	③令和4年6月5日から令和4年8月6日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	③100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数（①又は②の要件を満たさない週に属する日に限る。）		⑤令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑤100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数
	④令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	④100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数		⑥令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、12月4日までに4週間以上ある場合	⑥(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間
	※同一日に①及び②、③及び④、⑤及び⑥、⑦及び⑧、⑨及び⑩、⑪及び⑫、⑬及び⑭の要件を満たすときは、それぞれ重複して交付する。	②令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月31日までに4週間以上ある場合		⑦令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑦100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数
	③令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	③100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数		⑧令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、2月5日までに4週間以上ある場合	⑧(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間
	④令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、10月2日までに4週間以上ある場合	④(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間		⑨令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑨100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数
	⑤令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑤100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数		⑩令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、3月31日までに4週間以上ある場合	⑩(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間
	⑥令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、12月4日までに4週間以上ある場合	⑥(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間		⑦令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑦100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数
	⑦令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑦100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数			

別記様式 略

(新)		(旧)
⑧令和3年12月5日から令和4年2月5日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、2月5日までに4週間以上ある場合	⑧(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間	
⑨令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑨100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数	
⑩令和4年2月6日から令和4年3月31日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、3月31日までに4週間以上ある場合	⑩(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間	
⑪令和4年4月1日から令和4年6月4日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑪100,000円×1日当たり50回以上接種した日数	
⑫令和4年4月1日から令和4年6月4日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、6月4日までに4週間以上ある場合（4月1日から4月2日の週は、4月1日から4月9日をもって1週として取り扱うことを可とする。）	⑫(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間	
⑬令和4年6月5日から令和4年8月6日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑬100,000円×1日当たり50回以上接種した日数	
⑭令和4年6月5日から令和4年8月6日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、8月6日までに4週間以上ある場合	⑭(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間	

別記様式 略

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金
申請方法について（4月～5月分 及び 6月～7月分）

1. 申請期間

4月～5月分：

令和4年6月6日（月）～令和4年6月30日（木）（当日消印有効）

6月～7月分：

令和4年8月8日（月）～令和4年8月31日（水）（当日消印有効）

2. 提出書類

- ・岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金交付申請書（別記様式）
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（様式2）
- ・個別接種促進のための支援事業に係る請求書（様式3）
（様式3の宛名は「岐阜県知事様」としてください。）
- ・預金通帳の写し（通帳の表紙を開いたページで、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のわかる部分）（※過去分の本件交付金を申請済みの医療機関については提出不要です。ただし、振込先を変更する場合は変更後の口座の預金通帳の写しが必要です。）

※各様式について、押印は不要です。（職域接種分を申請する場合に添付する団体証明書については、対象団体の押印が必要です。）

※各様式や交付要綱は、岐阜県感染症対策推進課ホームページから取得できます。

トップページ > 組織でさがす > 感染症対策推進課 > 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/161362.html>

※コロナウイルスワクチン接種の時間外及び休日対応に係る請求書（様式1）は、本交付金では使用しない様式です。こちらの提出先は市町村ですので、お間違えのないようご注意ください。

3. 提出先・提出方法

<提出先>

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県感染症対策推進課ワクチン接種対策室 総務係

<提出方法>

- ・「2. 提出書類」で示した書類を郵送で提出してください。
- ・封筒の表面に【個別接種促進事業費交付金申請書在中】と朱書きしてください。
- ・提出された申請書類及び添付資料は返却いたしませんので、申請前に写しを取り、保管しておいてください。

<問い合わせ先>

- ・岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金コールセンター

【電話番号 4回線】

080-7990-7743

080-7990-7747

080-7990-7762

080-7990-7796

【開設期間】

～令和4年12月頃（予定）

【開設時間】

平日の9時～17時

※申請書の内容に関する確認もコールセンターの電話から適宜架電しています。

診療所版 岐阜県 個別接種促進支援事業 受給ガイド
(4月～5月分 及び 6月～7月分)

(1) はじめに、下記(a)または(b)の条件に該当するかご確認ください。該当する場合は、(a)または(b)を受給してください。該当しない場合は、(2)の条件をご確認ください。

	条件	交付内容	対象期間	申請先
(a)	【4月～5月分】 週100回以上の接種を4月から5月までに4週間以上行った場合 (4月第1・2週を合算することも可)	週100回以上の接種をした週における接種 2,000円/回	【4月～5月分】 4月1日 ～6月4日	県
	【6月～7月分】 週100回以上の接種を6月から7月までに4週間以上行った場合		【6月～7月分】 6月5日 ～8月6日	
(b)	【4月～5月分】 週150回以上の接種を4月から5月までに4週間以上行った場合 (4月第1・2週を合算することも可)	週150回以上の接種をした週における接種 3,000円/回	【4月～5月分】 4月1日 ～6月4日	
	【6月～7月分】 週150回以上の接種を6月から7月までに4週間以上行った場合		【6月～7月分】 6月5日 ～8月6日	

(注) 異なる週であれば、(a)と(b)を双方受給することができます。

例：4月の4週間に各100回/週の接種 (a)、5月の4週間に各150回/週の接種 (b)

(2) 1日50回以上の接種を行った日がある場合((a)(b)に該当する日は除く)は、(c)を受給できます。
また、時間外・休日に接種を行った日は、医療機関が所在する市町村によって、(e)を受給できる場合があります。申請方法等については市町村にお問い合わせください。

	条件	交付内容	対象期間	申請先
(c)	(a)と(b)の条件を満たさない週に属する日に、1日50回以上の接種を行った場合(時間帯・曜日不問)	1日当たり定額： 10万円/日	【4月～5月分】 4月1日 ～6月4日 【6月～7月分】 6月5日 ～8月6日	県

(e)	<u>時間外・休日に接種を行った場合</u> ・1日50回以上で(c)の交付を受け る場合、 <u>時間外・休日の51回目 以降の回数</u> が対象 ・1日50回以上で(c)の交付を受け ない場合、すべての回数が対象 ・1日50回未満の場合、すべての回 数が対象	2,000円/回 <u>※制度の有無は市町村に よって異なります。</u>	<u>【4月～5月分】</u> <u>4月1日</u> <u>～6月4日</u>	市町村
			<u>【6月～7月分】</u> <u>6月5日</u> <u>～8月6日</u>	

(注) (e)の受給の例

- ・休日に60回の接種を実施
 → (c)により10万円を受給し、さらに51回目以降の10回分について、(e)により2万円
 (2,000円×10回)を受給。
- ・平日に60回(営業時間内30回、時間外30回)の接種を実施
 → (c)により10万円を受給しているが、時間外が50回を超えていないため、(e)の対象
 外。

病院版 岐阜県 個別接種促進支援事業 受給ガイド
(4月～5月分 及び 6月～7月分)

(1) 1日に50回以上の接種を行った日がある場合は、条件により、下記(c)を受給できます。また、併せて裏面(2)の条件もご確認ください。

なお、時間外・休日に接種を行った日は、医療機関が所在する市町村によって、(e)を受給できる場合があります。申請方法等については市町村にお問い合わせください。

	条件	交付金額	対象期間	申請先
(c)	1日50回以上の接種を行った場合 (時間帯・曜日不問)	1日当たり定額： 10万円/日	【4月～5月分】 4月1日 ～6月4日 【6月～7月分】 6月5日 ～8月6日	県
(e)	時間外・休日に接種を行った場合 ・1日50回以上で(c)の交付を受ける場合、時間外・休日の51回目以降の回数が対象 ・1日50回以上で(c)の交付を受けない場合、すべての回数が対象 ・1日50回未満の場合、すべての回数が対象	2,000円/回 ※制度の有無は市町村によって異なります。	【4月～5月分】 4月1日 ～6月4日 【6月～7月分】 6月5日 ～8月6日	市町村

(注) (e)の受給の例

- ・休日に60回の接種を実施
→ (c)により10万円を受給し、さらに51回目以降の10回分について、(e)により2万円(2,000円×10回)を受給。
- ・平日に60回(営業時間内30回、時間外30回)の接種を実施
→ (c)により10万円を受給しているが、時間外が50回を超えていないため、(e)の対象外。

(2) 次の条件を満たす場合、(c)に加えて、以下の支援単価による所要額が追加で交付されます。

	条件	交付金額	対象期間	申請先
(d)	<p>【4月～5月分】</p> <p>特別な接種体制を確保した場合(通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。)であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、4月から5月までに4週間以上ある場合</p>	<p>1人1時間当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 7,550円 ・看護師等 2,760円 	<p>【4月～5月分】</p> <p><u>4月1日</u></p> <p>～<u>6月4日</u></p>	県
	<p>【6月～7月分】</p> <p>特別な接種体制を確保した場合(通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。)であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、6月から7月までに4週間以上ある場合</p>		<p>【6月～7月分】</p> <p><u>6月5日</u></p> <p>～<u>8月6日</u></p>	